

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マルイ湯郷店
所在地 英田郡美作町湯郷一二三番地 ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社マルイ
住所 津山市一方二二八番地
代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - ① 名称 株式会社マルイ
住所 津山市一方二二八番地
代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也
 - ② 名称 株式会社しまむら
住所 大宮市宮原町二丁目一九一四
代表者の氏名 代表取締役 藤原 秀次郎
 - ③ 名称 有限会社バックス
住所 津山市一方二二八番地
代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也
 - ④ 名称 有限会社キューシーエス
住所 津山市野介代八一八一一
代表者の氏名 取締役 森 清子
 - ⑤ 名称 株式会社新日本カラー中国支店尾道営業所
住所 尾道市向東町森金三五四三一一
代表者の氏名 責任者 峰松 重行
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成十三年五月三十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千四百九十九平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数 百三十八台
 - ② 駐輪場の収容台数 三十五台
 - ③ 荷さばき施設の面積 二百九十二平方メートル
 - ④ 廃棄物等の保管施設の容量 百二十六立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前十時
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十時
 - ③ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時四十五分から午後十時十五分

- ④ 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
- ⑤ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前五時四十五分から午後六時まで

二 届出年月日

平成十二年九月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十二年十月十三日から平成十三年二月十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県商工労働部商工企画課及び勝英地方振興局総務振興部総務振興課